

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例

「天橋立」を始めとする豊かな自然が広がる宮津市では、自然環境、地球環境の保全に関する課題解決に向けて、「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」を制定した。循環型社会、脱炭素社会、自然共生社会の実現を目指して、市民、事業者、観光客等と協力しながら様々な資源循環の取組を進めていく。

1 条例制定の背景・経緯

(1) 宮津市の概要

宮津市は京都府の北西部に位置する、人口約1万7000人の小規模な自治体です。

日本三景の一つに数えられる特別名勝「天橋立」を始め、美しい海岸線や大江山連峰、世屋高原などの豊かな自然に恵まれ、年間約300万人の観光客が訪れています。

その歴史は古く、古代・中世以降は丹後地方の政治・経済・文化・宗教の中心地として、江戸期には北前船の西廻り航路の寄港地として繁栄してきました。

現在の宮津市の主要産業は、観光業を始めとするサービス業であり、豊かな自然や歴史・文化等の魅力を活かし、観光消費額向上や地域経済活性化に向けて取り組んでいます。

本市の人口は、市政の施行以来一貫して減少し続けており、今後様々な分野で担い手が不足し、地域コミュニティや行政サービスの維持が困難となる懸念があります。

また、山林や農地の管理、海洋の水質改善やごみ対策、樹木や生物の保全など、天与の財産である自然環境をどのように次代へ引き継いでいくかも大きな課題であり、経済・社会・環境のあらゆる面で、早期に持続可能なまちへと転換していくことが必要となっています。

ます。

(2) 課題①…自然環境・地球環境の保全に対する取組の強化

地球温暖化防止や海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、国においては

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、地球環境の保全やプラスチック等に係る資源循環の重要性はより一層高まりつつあります。



日本三景の一つ「天橋立」

宮津市市民環境部
市民環境課主査

井上 一希

これまでの宮津市の廃棄物処理行政は、廃棄物の「処理」の側面に大きな力を注いで来ました。具体的には、ごみの分別品目の細分化による資源化や、ごみ処理の有料化によるごみ減量化などに取り組み、その成果は資源化率の上昇やごみ量の減少といった数字に着実に現れています。

一方で、地球温暖化や海洋プラスチック問題への対応、循環型社会の実現など、現在人間社会が直面しているグローバルな課題から、宮津市の廃棄物処理システム全体を見直していくという視点は、これまでの本市の取組の中で不十分であった部分であり、市民等に対する情報発信や啓発も十分に行っていませんでした。

当然のことながら、地球環境保全の課題への取組は、私たち一人一人が当事者意識を持って取り組んでいかなければならないものです。また、早急に取り組まなければ、宮津市の宝である「日本三景天橋立」を始めとする豊かな自然を後世に残していくこともままなりません。

自然環境、地球環境の保全の課題は宮津市にとっては待ったなしの課題です。

(3) 課題②：市民一人当たりのごみ量の削減

宮津市全体のごみ排出量を市民の人口で割った、市民一人1日当たりのごみの排出量は1030g/人/日で、京都府全体の800gや全国平均930gと比較してかなり多くなっています。

これは、宮津市が日本三景天橋立を有する観光都市であることから、人口に対して宮津市を訪れる観光客等が多く、宿泊施設や飲食店等から排出されるごみの量が一人当たりごみ量の数値に大きく表れているためと考えられます。

宮津市は近隣の与謝野町及び伊根町と共同でごみ処理を行っていますが、ごみ処理に要する経費はごみ量の割合に応じて分担しており、相対的に多くのごみ量を排出している宮津市にとって、ごみ処理に係る分担金は大きな財政負担となっています。

このため、プラスチックを始めとする様々な資源の循環により、ごみの発生抑制や資源化に取り組むことが喫緊の課題です。

(4) 課題解決に向けた条例の制定

前述のような一人当たりのごみ量の削減や、宮津市の自然環境、ひいては地球環境の保全に関する課題解決のため、「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」を策定し、プラスチックを始めとする資源の

循環に取り組み、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築し、もって持続可能なまちづくりを実現していくこととしました。

こうした資源循環の促進の取組を推進していくに当たり、各種の行政計画等はその内容を落とし込むことで取組を進めていくということも可能でしたが、あえて「条例」という地方公共団体の自治の中でも最も重みのある形をとったことは、宮津市としてこれから真剣に環境の課題に取り組み、後世に豊かな自然を残したいという決意の表れであるとともに、この理念を行政だけでなく市民や事業者、宮津を訪れる観光客等にも強く訴えかけ、取組を大きく広げて行きたいという想いがあったためです。

2 条例の内容・特徴

(1) 条例の特徴

今回制定した条例は、行政・市民・事業者・観光旅行者等の全ての関係者が相互に連携して、プラスチック等の資源循環に取り組み、循環型社会を形成していくという理念条例です。そのため、行政自身には資源循環の促進等に関する施策を実施する「義務」を課す一方で、市民や事業者、観光旅行者等には資源循環に積極的、自主的に取り組む「努力義務」とし、規制や罰則といった規定は設けていま

せん。

また、基本的施策としてプラスチックの資源循環の促進、海洋プラスチックごみ対策の推進、環境教育及び学習の推進などに取り組み、今後策定する「基本指針」で定めることとしています。

〔参考〕主な条例の内容▽

第1章 総則

○市・事業者・市民・観光旅行者等の責務

○基本指針の策定

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

○プラスチックの資源循環の促進等

○海洋プラスチックごみ対策の推進

○資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等

○市民等の自主的な活動を推進するための措置

○資源循環を促進する事業所の認定

(2) 条例の制定に当たって

本条例は京都府下では前例のない、プラスチックの資源循環に大きく焦点を当てた条例です。また、市民や事業者だけでなく、本市を訪れる観光旅行者等のあらゆる関係者が協

力して資源循環に取り組んでいくことを定めているため、利害関係者も多岐にわたります。

そのため、条例案を固め市議会に提案するまでには、市民代表者や学識経験者等で構成される宮津市廃棄物減量等推進審議会で繰り返し議論するとともに、パブリックコメントや関係団体と意見交換を行うなど、丁寧に策定作業を行いました。

そうした中で、皆さんの意見として一致していたのは、様々な関係者が楽しみながら、自発的に資源循環に取り組むことを大切にしたいという点でした。

こうした意見を取り入れ、条例の文章はできる限り平易な表現で市民や事業者等に分かりやすく理念を伝えることを意識するとともに、市民等の自主的な活動を推進するための措置として、市が積極的な情報提供を行うこと等を条例の内容に盛り込んでいます。

3 条例に基づいた取組・今後の展望

令和5年1月1日に本条例を施行しましたが、令和5年度は、本条例に基づく「基本指針」の策定に向け、宮津市廃棄物減量等推進審議会で引き続き議論を行っていきます。

また、資源循環やごみ減量化に関する様々な実証事業を宿泊事業者等と連携しながら実施し、基本指針に取り組んでいくこととして

います。

条例の制定はスタートラインであり、まだ取組は始まったばかりです。脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けて市民、事業者、観光客等のあらゆる主体と協力しながら取組が大きく広がっていくよう、行政として努めてまいります。